

平成27年12月15日

学生及び教職員各位

大学院総合文化研究科長

大学院数理科学研究科長

駒場キャンパスの放置自転車等の廃棄処分について

平素より皆様には構内交通にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

駒場キャンパスの放置自転車等について、廃棄処分を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1. 警告書の取り付け

大学に登録されていない無許可の放置自転車及び教職員用駐輪許可を受けている自転車全てについて、12月8日（火）に警告書（黄色）を取り付けました。

2. 告知期間

上記警告書は、取り付け後、約2週間の猶予期間（12月22日まで）を設け、その間に自転車等の所有者に取り外させて、所有している旨を明らかにします。

なお、所有者は、速やかに登録申請を行ってください。

申請先：学部学生・大学院学生は、学生支援課学生支援係

（アドミニストレーション棟1階 03-5454-6074）

教職員等は、総務課総務係

（アドミニストレーション棟2階 03-5454-6893）

3. 保管期間

2週間を経過してもなお警告書が付いている自転車等は、所有者がいないものとして廃棄処分の作業対象とし、その後、約1ヶ月間（1月18日まで）を保管期間とします。

4. 廃棄処分

保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、所定の手続きを経た後、大学が一括して処分します。

5. 問い合わせ先

本件については、正門守衛室（03-5454-6666）にお問い合わせください。